

修復・公開活用計画の標準構成

修復・公開活用計画の策定にあたっては、別添資料1～3を踏まえ、以下の諸点に留意することが必要である。

- 各構成資産の所有者又は関係地方公共団体が定める「修復・公開活用計画」は、第39回世界遺産委員会が決議した8つの勧告(別添資料3/本資料の11ページ)のうち、勧告 a)・b)に示された各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」(conservation work programme and implementation programme)の母体となるものであることに留意すること。
- 世界遺産委員会の8つの勧告(別添資料3)に係る各々の作業の内容・行程、及びそれらの相互の関係を十分に念頭に置くこと(別添資料1)。
別添資料1では、性質が共通する勧告 a)と勧告 b)、関連性が強い勧告 c)と勧告 f)をそれぞれひとつにまとめ、各々の作業の内容・行程等を6つの帯に整理している。
- 別添資料1に示す6つの作業の内容・行程の中心は、中央に明示されている「修復・公開活用計画の策定」であることに十分留意すること。
- 勧告 a)～h)に係る作業の内容・行程は、「全体構想(ヴィジョン)」をはじめ、ア. 調査研究の推進、イ. 構造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化、ウ. 構成資産・エリアにおける産業システムの明示、エ. 景観の観点からの修景、オ. 文化的資源・情報発信の拠点としての活用、カ. 事業の実施の計6つの基本方針に基づき、具体的な手法を示した修復・公開活用計画の各章節のうち該当箇所へと適切に反映させ、相互の調整を行うことが必要であること。
- 各々の修復・公開活用計画は、史跡等の整備基本計画と同等の性質を持つものであること。
- 近世の城下町など、産業の操業に直接関わる構成資産ではなく、近代における産業革命の背景を説明するうえで不可欠の構成資産については、本標準構成を参考としつつ、各章節の項目を当該構成資産の性質に即して適切に読み替えていくことが必要であること。

1. 計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定の経緯

- 計画策定の背景・経緯を記述する。
- 世界遺産委員会決議の勧告に基づくものであることを明記する。

(2) 計画の目的

- 計画の目的を記述する。
- 計画の対象範囲を明示する。対象範囲は、周辺環境の修景等の事業を考慮して世界遺産の緩衝地帯の全域を基本とし、場合によってはアクセスルート等の設置の観点から緩衝地帯の外側の区域について含めることを検討する。
- 管理保全計画(CMP)の目的との区分について記述する。

(3) 委員会の設置

- 計画策定のために設置した専門委員会・委員名簿、審議経過等の概要を記述する。

(4) 計画の構成

- 本「修復・公開活用計画の標準構成」の7ページに掲載した「修復・公開活用計画の構成・展開」(標準図)を参考として、当該構成資産の計画の構成・展開を図示し、各章節の概要を各々3行程度にまとめて記述する。

2. 構成資産・エリアの概要及び現状・課題

以下の側面から、各構成資産・エリアの現状・課題を整理する。

(1) 顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素¹及びそれ以外の史跡等の構成要素

- ▶ ①23の構成資産(8エリア)から成る資産全体の顕著な普遍的価値(OUV)、②その中で当該資産の位置付け、③顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素¹の3点を整理する。①は世界遺産登録時に世界遺産委員会が採択した「顕著な普遍的価値の言明」を基本とする。
- ▶ 構成資産・エリアの全体及び顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素に係る現状・課題を整理する。
- ▶ ①史跡等としての価値、②史跡等の価値を構成する要素の2点を整理する。①は史跡等の指定及び追加指定時に文化審議会(平成12年以前においては文化財保護審議会)が答申した説明文を基本とする。
- ▶ 史跡等の構成要素の概要及び現状・課題を整理する。
- ▶ 世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)に付された勧告(別添資料)及びイコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B1)の「フル・ヒストリー」を視野に入れ、当該史跡等が辿った変遷・発展の経緯について、詳しい説明を行う。

(2) 構成資産・エリアの公開活用のための諸条件の把握

- ▶ 構成資産・エリアの公開活用等の現状、地域住民等の公開活用に対する要望のほか、文化・教育、都市計画、建設土木、公園、農林水産、観光等の行政に関連する諸条件を把握し、当該構成資産に関する課題を整理する。
- ▶ 当該構成資産の周辺地域も含めた来訪者の動態・数量等を把握し、現状・課題を整理する²。

(3) 広域関連事業と構成資産の修復・公開活用事業との関係

- ▶ 構成資産・エリアの修復・公開活用と関連性を持つ諸事業の内容について把握し、課題を整理する。

3. 基本方針

基本方針は、以下のとおり、(1)実現すべき将来像を示した「全体構想(ヴィジョン)」、(2)それを具体的な方向性として示した複数の「方針」の2つの部分から成る。

(1) 全体構想(ヴィジョン)

当該構成資産・エリアのあるべき将来像、望ましい修復・公開活用の在り方とは何かについて、要点をA4用紙1~2ページ程度(1,600~3,200字)にまとめる。

全体構想(ヴィジョン)の実現に向けて、3-(2)において基本方針を定め、4以下の各節において修復・公開活用の手法を具体化することとなる。

全体構想(ヴィジョン)において、一群の産業遺産のひとつである当該構成資産の将来像(目指すべき実現可能な目標)を如何に描き出し、課題解決のための手法を如何に実現性高く示すかは、今後、当該構成資産の修復・公開活用の事業を確実に進め、改善策を講じていくうえでの重要な出発点となることに十分留意されたい³。

(2) 方針

管理保全計画(CMP)に示した保全管理の基本方針及び『産業遺産を継承する場所・構造物・地域及び景観の保全に関するイコモス-TICCIH 共同原則』(2010年)に示された事項に基づき、次の方向性に沿って構成資産の修復・公開活用の方針を定める。

¹ 構成要素;2014年11月5日付でイコモスに提出した「追加情報」(Additional Information)では、各構成資産に含まれる構成要素(Element)は“属性”(Attributes)と同義であると整理されている。

² 来訪者数の把握調査が実施中である場合には、途中経過・成果を踏まえた内容とすることが適当である。

³ 全体構想(ヴィジョン)には、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産のひとつであることを念頭に置き、その全体の価値(顕著な普遍的価値(OUV))に貢献するためには、当該構成資産に関してどのような将来像を目標とし、その実現のためにどのような修復・公開活用の手法を導き出すべきなのかについて、簡潔に記述する必要がある。

顕著な普遍的価値(OUV)の観点から、23の構成資産全体のストーリーにおける当該構成資産の位置付けを明確化しつつ、(1)調査研究(Survey)→(2)構造物(Structure)→(3)構成資産(Component Part)・エリア(Area)→(4)景観(Landscape)の4点にしたがって、構成資産に固有の修復・公開活用の方針を明示する。

ア. 調査研究(Survey)の推進

- 信頼性の高い修復・公開活用を目指すために、精度の高い調査研究を計画的に実施するうえでの方向性を明示する。
- 構成資産がもつ世界遺産としての顕著な普遍的価値(及び史跡等としての歴史上の価値)を明確化するために、発掘調査・関連歴史資料調査の方向性を明示する。
- 構成資産が地域社会(コミュニティ)において物理的・精神的に果たしてきた役割を明確化するために、関連歴史資料及び聞き取り等の調査の方向性を明示する。
- その他、修復・公開活用に必要な調査(測量調査・地盤調査、景観(土地利用形態の変遷)に関する調査等)の方向性を明示する。
- 勧告 c)との調整を図り、構成資産とその周辺の関連資産等を視野に入れた来訪者の数・動態に関する調査の方向性を明示する。
- 勧告 e)との調整を図り、モニタリング・カルテ(調査台帳・個票)及び年次報告書の作成とその運用の方向性を明示する。

イ. 建造物(Buildings)・遺跡(Historical and Archaeological remains/objects)の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

- 操業中及び操業停止後に当該構造物・遺跡が地域社会(コミュニティ)において果たしてきた物理的・精神的な役割を十分踏まえつつ、以下の2点について方向性を示す。
 - 劣化・崩壊した又はその可能性のある部材について、材料・材質の安定的な修復(保全・強化)の方向性を示す。
 - 不安定化し又はその可能性のある構造について、修復(強化・安定化)の方向性を明示する。
- 構成資産内・エリア内に残された機械類・関連文書史料等については、土地に付着しているものも、そうでないものも含め、立地・性質に応じた適切な修復の方向性を明示する。

ウ. 構成資産(Component Part)・エリア(Area)における固有の産業システムの明示・説明

- 各構成資産・エリアに固有の産業システムの観点から、構成要素の相互のつながりを十分考慮した修復・公開活用の方向性を明示する。
- 操業を停止している場合には、往時の産業活動の全体の流れと、その中における各構成要素の位置付け・役割に注目し、構成資産(Component Part/Site)・エリア(Area)における当該産業システムの全体像が来訪者にも理解できるような公開活用の方向性を明示する。
- 勧告 g)との調整を図り、構成資産のみならず、周辺地域に所在する関連資産との一体的な活用をも視野に入れたインタープリテーション(展示)の方向性を明示する。

エ. 景観(Landscape)の観点からの修景

- 構成資産の顕著な普遍的価値(OUV)に資する(化石化した／活動的な)景観⁴とは如何にあるべきなのかについて明示する。
- 構成資産内の顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素のみならず、その他の構成要素をも含め、(化石化した／活動的な)景観の改善の観点から修景等の方向性を明示する。
- 構成資産に直近の区域を対象とする環境の維持・向上・改善をはじめ、広く緩衝地帯を対象として景観の維持・向上・改善の観点から行う修景等の方向性を明示する。

⁴ ここにいう「景観」とは、主として往時の産業景観及び現時点におけるその化石景観の双方を指す。

- 報告 d)、e)との調整を図り、周辺地域から構成資産に対する展望及び構成資産から周辺地域に対する展望の観点から行うモニタリング・カルテの作成及びその運用の方向性、周辺地域に所在する関連資産との一体的な修景の方向性を明示する。

オ. 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

- 構成資産を地域における文化的資源の一部として位置付け、一連のネットワークの下に相互に結び付け、情報発信の拠点としての活用の方向性を明示する。
- 地域社会(コミュニティ)の参画の方向性を明示する。
- 報告 c)との調整を図り、来訪者数の上限設定の可能性・必要性及び来訪者管理の方向性を明示する。
- 報告 f)との調整を図り、関係者の能力開発(キャパシティビルディング)の方向性を明示する。

カ. 事業の推進

- 上記のア～オの基本方針の全体をどのように実施していくのかについて方向性を明示する。
- 報告 c)、d)、e)、f)、g)との調整を図り、以下の観点について各々の方向性を明示する。
 - 事業進捗の各段階において必要とされる管理・運営の方向性を明示する。
 - 事業の推進体制、関係部局・関係者間の役割分担・連携の方向性を明示する。
 - 事業の進捗状況のフォローアップの方向性を明示する。

4. 調査研究(Survey)

修復・公開活用計画の策定及び事業の実施に必要な調査研究の内容・手法・手順を明示する。

- 発掘調査研究
 - 特に発掘調査計画は、最小限の範囲で必要な情報を得ることができるよう配慮する。
 - 遺跡に関する調査と並行して、関連文書史料等の動産に関する調査にも配慮する。
- 文献史料調査研究
- その他の調査研究(地域社会(コミュニティ)における構成資産の役割等に関する調査、測量調査・地盤調査、景観(土地利用形態の変遷)に関する調査、構成資産とその周辺の関連資産等を視野に入れた来訪者の数・動態に関する調査等)
- モニタリング
 - 作成したモニタリング・カルテ(調査台帳・個票)及び年次報告書の構成とその運用の手法を明示する。
 - モニタリングにより把握した構成要素等の劣化・風化又は後代の改変の状況に基づき、下記5～8を適切に実行するための手法を明示する。

5. 建造物(Buildings)・遺跡(Historical and Archaeological remains/objects)の修復

(1) 構成資産内の顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素の修復

ア. 建造物(Buildings)の修復

- 歴史的建造物(建築物その他の工作物)、石垣・庭園等の工作物の修復の手法を明示する。
 - 清掃・浄化(クリーニング)
 - 劣化した材料・材質の被覆(コーティング)
 - 強化措置(保存科学的措置)
 - 部分的な取り換え、移設・保管
 - 解体修理(全解体修理・部分解体修理等)
 - 不安定化した構造の強化(耐震・浮動沈下対策)
- 木造の歴史的建造物の防災の手法を明示する。

イ. 遺跡(Historical and Archaeological remains/objects)の修復

- 地上に遺構が表出しているものと地下に埋蔵されているものに区分し、それぞれ修復の手法

を明示する。

- 遺跡が存在する地形の安定化・崩壊防止の手法を明示する。

(2) 構成資産内のその他の史跡の構成要素の修復

- ア・イの区分は(1)と同様。

(3) 機械類・関連文書史料等の修復

- 構成要素である建築物内に設置されている機械類、構成資産内において収蔵保管されている関連文書史料等の修復の手法を明示する。

6. 構成資産・エリアに固有の産業システムを視野に入れた構成資産の公開活用

構成資産(Component Part)・エリア(Area)における固有の産業システムの明示・説明を目的として、以下の諸点から公開活用の手法を明示する。

(1) 地区区分(ゾーニング)

- 構成資産・エリアに固有の産業システムの全体と構成要素の公開活用の両側面を考慮して適切な地区区分(ゾーニング)を行い、各地区(ゾーン)の特性に応じた公開活用の手法を明示する。
 - 各地区及び全体について、望ましい来訪者管理の手法を明示する。可能であるならば、望ましい来訪者数を設定する。
 - 地区区分(ゾーニング)に基づく効果的なインタープリテーション(展示)の手法を明示する。この点は以下の(2)～(7)とも関連しており、適宜、各項目において言及してもよい。

(2) 動線

- 構成資産・エリアに固有の産業システムの全体像を念頭に置き、見学者動線・管理用動線等の手法を明示する。
- 動線となる園路等の表面仕上げの材料・材質についても明示する。

(3) 地形・環境の造成

- 最小限必要とされる地形造成を基本としつつ、給排水の手法等を明示する。
- 以下の2点の下に、遺跡の規模・形態・性質、機能・空間構造・生産機構等が適切に伝わるよう遺構の明示・補強等に用いるべき材料・工法等を明示する。
 - 構成資産・エリアに固有の産業システムにおける各構成要素のつながりが理解できるような物理的な明示・補強の手法
 - 構成資産・エリアに固有の産業システムにおける各構成要素のつながりが理解できるような説明(情報提供)の手法
- 構成資産の全体・地区(ゾーン)の地形・性質を考慮し、必要に応じて舗装の手法を明示する。

(4) 修景・植栽

- 構成資産内の顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素のみならず、その他の構成要素をも含め、(化石化した／活動的な)景観の維持・向上・改善の手法を明示する。
- 植栽の機能に配慮しつつ、適切な樹種・数量・緑量による修景の手法を明示する。

(5) 案内・解説施設

- 23の構成資産から成る資産の全体及び当該構成資産に関する情報提供の手法を明示する。
- 提供すべき情報の質と量により、サインの位置・意匠・形態・内容等を明示する。

(6) 管理施設・便益施設

- 来訪者が快適に見学できるよう必要最小限の休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置、施設の意匠・構造等を明示する。

(7) 公開活用施設

- (必要に応じ)屋内展示・体験学習等を通じて、23の構成資産から成る資産の全体及び当該構成資産に対する理解を促す施設の規模・形態・外観・位置等を明示する。
- 構成要素である建築物内に設置されている機械類、構成資産内において収蔵保管されている関連文書史料等の適正な活用の手法を明示する。

7. 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

- 構成資産の緩衝地帯を対象として、景観等の観点から維持・向上・改善のための修景の手法を明示する。
- 緩衝地帯の内外に存在し、構成資産と関連する文化財等を視野に入れ、構成資産を中核に据えた文化的資源の全体に係る総合的な公開活用の手法を明示する。

8. 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用

- 構成資産とその周辺に設置するガイダンス施設(ビジターセンター)等の諸施設を地域における文化的資源の一部として位置付け、それらをネットワークの下に相互に結び付け、情報発信の拠点として公開活用するための方法を明示する。
- 来訪者のアクセス手法及び駐車場の確保など、アプローチの方法を明示する。
- 修復・公開活用の事業への地域社会(コミュニティ)の参画の方法を明示する。
- 可能であれば来訪者数の上限設定を行い、来訪者管理の方法を明示する⁵。
- 世界遺産と史跡の保存活用に関与する地域の人々、関係諸団体等の能力開発(キャパシティビルディング)の方法を明示する。

9. 事業の実施

(1) 事業の実施スケジュール

- 事業項目の内容・実施期間・実施行程等を明示する。その場合、以下の3点に大別し、相互の関係が分かるようバーチャート等を用いて事業の実施スケジュールを明示する⁶。
 - 直ちに着手できる事業項目
 - 短期において計画的に実施すべき事業項目
 - 中長期的に実現を目指すべき事業項目
- パース等により、完成予想図を明示する方法もわかりやすい。

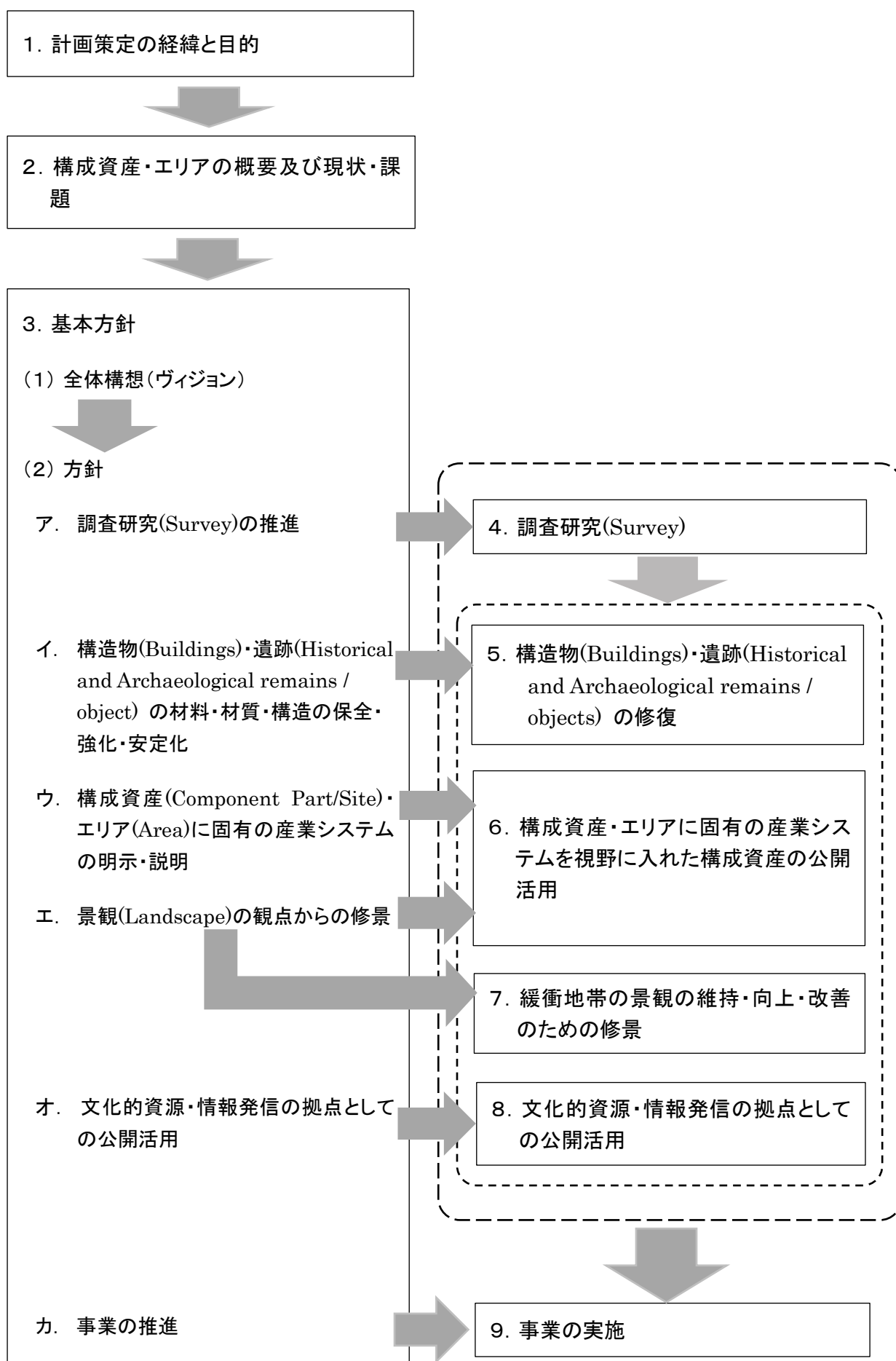
(2) 事業の推進体制

- 事業の各段階に必要とされる構成資産・エリアの管理・運営の手法を明示する。
- 事業の推進体制の具体像、関係部局・関係者間の役割分担・連携の手法、関係者の能力開発(キャパシティビルディング)の手法を明示する。
- 事業の進捗状況のフォローアップの方法を明示する。フォローアップの対象となる事業の中には、モニタリングの年次報告書に含めた出版物、Web サイト、シンポジウム等の企画、能力向上のための企画等のインタープリテーションに関する項目を含む。

⁵ 来訪者の上限設定に係る来訪者数調査は平成28～30年度の3ヶ年で実施する予定であることから、平成29年度に策定完了予定の修復・公開活用計画では具体的な来訪者の上限数及び来訪者管理の方法を明示することはできない。

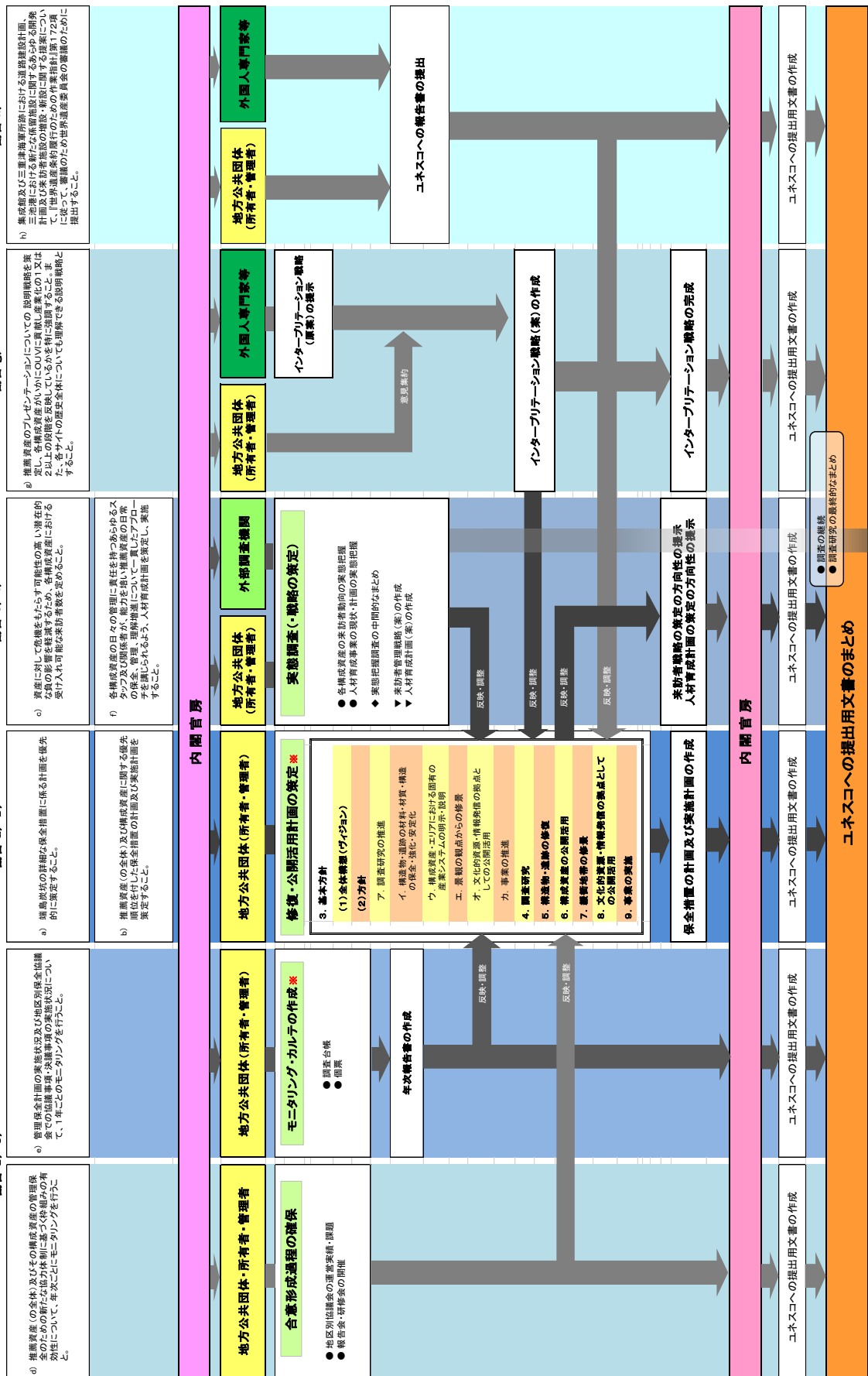
⁶ 「9. 事業の実施」の章において短期・中長期の実施事業項目を示し、その内容・実施期間・実施スケジュール等を示すことは、当該史跡等における修復・公開活用事業のうち、どの事業項目の優先度が高いのかを示すことに他ならない。それは、勧告 b)が求めた「優先順位」と同義である。

修復・公開活用計画の構成・展開(標準図)



ユネスコ世界遺産委員会による勧告の相関関係及び対応の道筋

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」 ユネスコ世界遺産委員会による勧告の相互関係及び対応の道筋



※修復・公開活用計画及びモニタリング・カルテは非稼働資産を対象として作成する。稼働資産については、それらの特質、非稼働資産を対象とする修復・公開活用計画及びモニタリング・カルテの作成状況等を踏まえて対応する。

管理保全計画(CMP) / 修復・公開活用計画 / 保全状況報告書の区分

1. 管理保全計画(CMP)

1. 世界遺産一覧表への記載推薦にあたり、顕著な普遍的価値(OUV)の法的・行財政上の保護措置が確実に措置されていることを示すために策定された計画(CMP/Conservation and Management Plan)である。
2. OUVに資する構成要素を特定し、保護(管理保全)の基本方針を示してはいるが、23の構成資産に共通する方針となっており、個々の構成資産の立地・形態・性質を踏まえた将来像(全体構想(ヴィジョン))及びその実現に向けた手法・道筋を具体的に示すものではない。

※ これまでの日本の記載文化遺産(シリアル)の場合においても、推薦に向けて策定した包括的保存管理計画(Comprehensive Preservation and Management Plan)は管理保全計画(CMP)と同様の性質を持っており、個々の構成資産の具体的な修復・公開活用計画は記載後に策定したものが多。

2. 修復・公開活用計画

1. 今回、各構成資産・エリアについて策定する「修復・公開活用計画」は、世界遺産委員会の決議において言及された勧告 b)の「保全措置の計画及び実施計画」の内容を含むものである。

b) 推薦資産(の全体)及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。

b) Developing a prioritized conservation work programme for the nominated property and its component sites and an implementation programme;

上記の勧告 b)において求められているのは”plan”ではなく”programme”であることから、実施計画(implementation programme)も含め、より具体的な保全手法(修復・公開活用の手法)の提示を求められているものと理解できる。

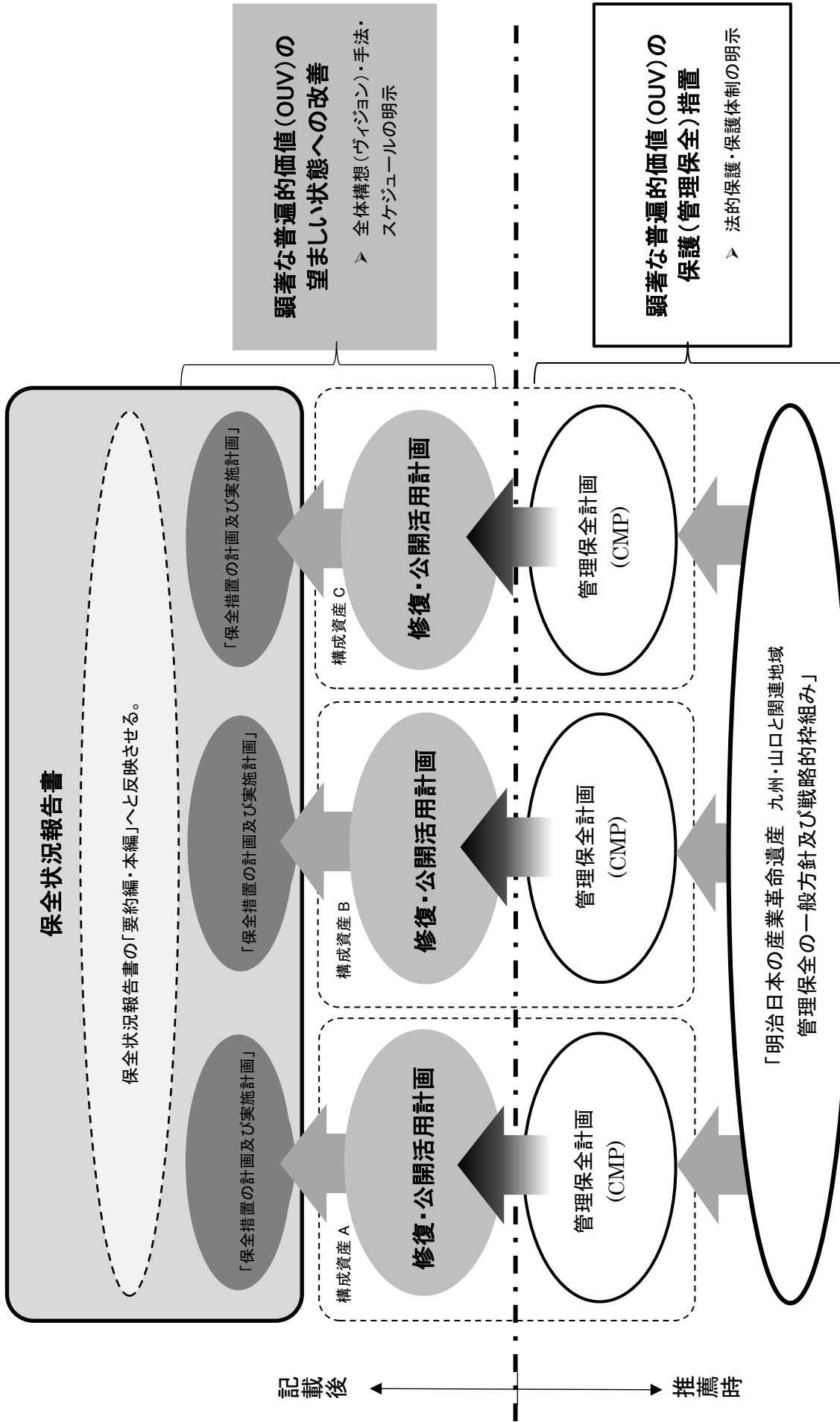
したがって、今後、勧告 b)に基づき個別の構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」を策定する場合には、保護(管理保全)の枠組みを示した「管理保全計画(CMP)」と明確に区別するために、最初に個別の構成資産の「修復・公開活用計画」(conservation work programme)を策定し、その中から保全措置に係る部分を抜粋することとする。

※ 世界遺産委員会からの勧告に関わらず、文化財の修復・公開活用の事業を開始するにあたっては、事前に同様の計画の策定が求められる。

2. 修復・公開活用計画には、まず各構成資産・エリアの将来像を示す必要がある。さらには、その実現に向けた手法・道筋を具体的に示す必要がある。勧告 c)において求められている来訪者の上限数についても、そのような望ましい将来像を描き出すことにより、はじめて試算の可能性について検討できるようになる。

3. 保全状況報告書

1. 勧告 a)～h)の進捗状況を示すために、平成29年(2017)12月1日までにユネスコ世界遺産センターへの提出が要請されている報告書(report outlining progress)である。
2. 各構成資産の修復・公開活用計画の「事業の実施」に係る章節には、優先順位を付した事業推進の方針・方法・スケジュールを明示することとしているため、改めて資産全体の観点から個々の構成資産の優先順位を明示した計画を作成する必要はないものと考えている。



第39回世界遺産委員会決議(39COM 8B. 14)に付された勧告

世界遺産委員会は

4. 締約国が以下のことを検討するよう勧告する。
 - a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。
 - b) 推薦資産(の全体)及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
 - c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。
 - d) 推薦資産(の全体)及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。
 - e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。
 - f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
 - g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション(展示)戦略を策定し、各構成資産がいかに関与し普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること。
 - h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。
5. 2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、2017年12月1日までに上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう、締約国に要請する。
6. 同時に、締約国が上記勧告の実施に係る助言をイコモスに求めることを検討するよう推奨する。